

和牛種雄牛産肉能力検定法

43.4.1施行・46.3.10改正、47.3.23改正・49.1.30改正、51.1.27改正・51.4.1施行、
54.1.27改正・54.4.1施行、56.1.29改正・56.4.1施行、59.2.21改正・59.4.1施行、
63.3.14改正・63.4.1施行、H4.4.24改正・H4.4.1施行、H5.4.28改正・H5.4.1施行、
H6.4.28改正・H6.4.1施行、H7.4.28改正・H7.4.1施行、H9.9.30改正・H9.10.1施行、
H12.1.27改正・H12.4.1施行、H14.1.27改正・H14.4.1施行、H18.3.31改正・H18.4.1施行、
H19.3.31改正・H19.4.1施行、H21.1.23改正・H21.4.1施行

全国和牛登録協会の種雄牛産肉能力検定法はつぎのとおりとする。

I 間接法

間接検定は特定種雄牛について、その子牛を肥育し、増体量、飼料の摂取量、飼料効率、肉量および肉質を調査し、遺伝的産肉能力評価の基礎資料とする。

1. 検定牛の条件

間接検定を受けようとする種雄牛は、2代登録以上の登録牛で産肉形質が優れ、その牛および父母の産子に遺伝的不良形質が出現していないもの。

2. 調査牛の条件

(1) 子牛登記証明書を有する去勢雄子牛で、その遺伝子型検査済のもの。

1セット8頭以上とすること。

(2) 母牛は登録牛で疾病その他とくに異常がなく、体型、資質、乳徴ともに中または中の上のもの。

(3) 調査牛の予備飼育開始時の月齢は生後7～8カ月で、概ね正常発育曲線の範囲内にあり体型、資質に著しい欠点がなく、栄養状態中等で健康であること。

(4) ET産子を用いる場合は、1ドナーあたり1頭の産子とする。ただし、ドナーが異なればセット内で複数のET産子を用いても差し支えない。

3. 調査牛の衛生検査

調査牛は予備飼育期間中に春分娩したものについてはなるべく早く、肝てつの検査を行い、肝てつを有する懸念のあるものは駆虫を行う。ただし、秋に分娩されたものはその必要がない。

ピロプラズマ病については、春子、秋子をとわず診断して必要ならば注射を行う。

なお各種予防注射の実施等により調査牛の健康保持に万全を期すること。

4. 検定期間

予備飼育期間は20日間とする。

検定期間は予備飼育後、黒毛和種および褐毛和種については52週（364日間）、無角和種については47週（329日間）とする。

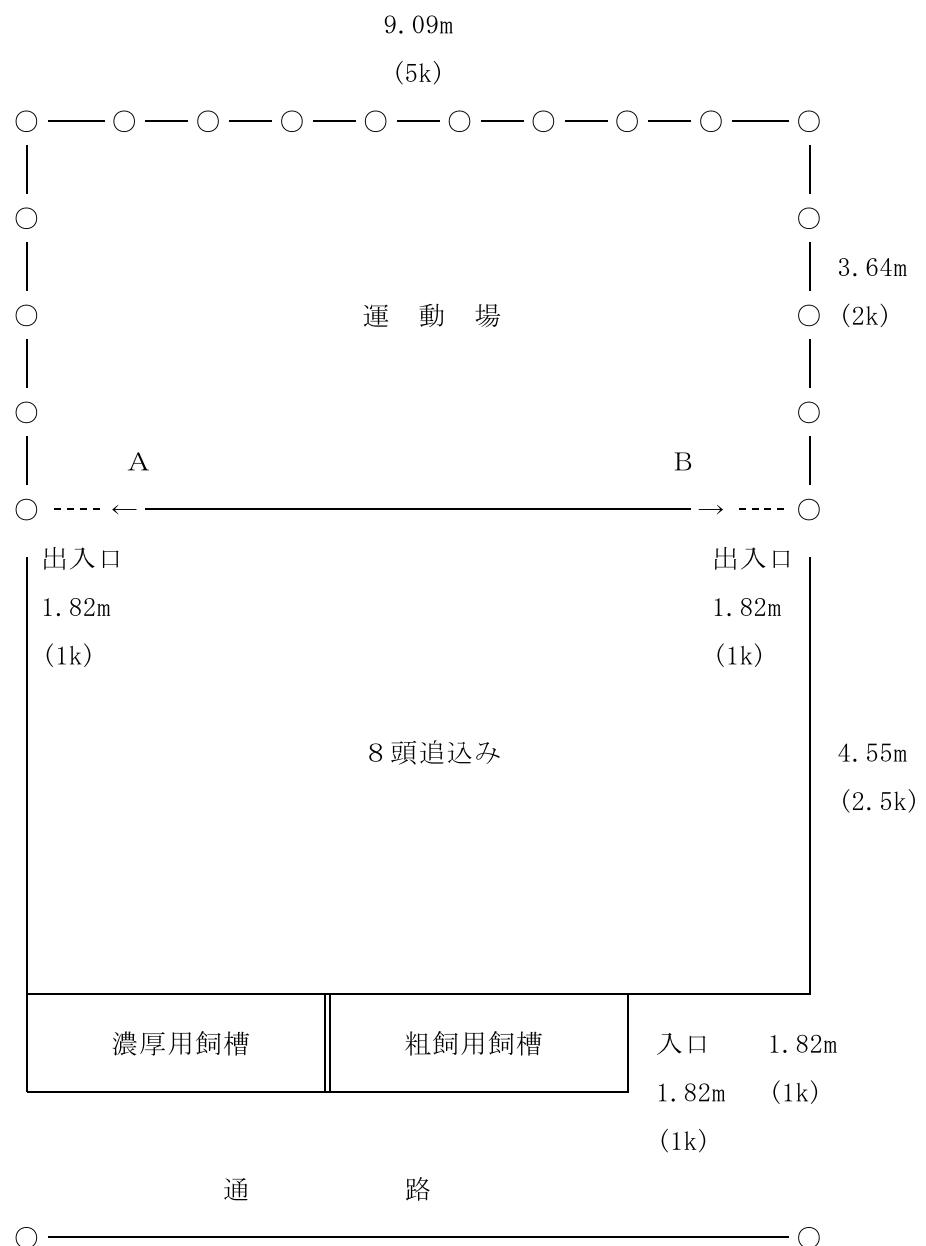
5. 検定終了時の決定

黒毛和種および褐毛和種については、検定は検定開始後52週（364日目）で終了する。と畜は終了日午後1時の体重測定後、絶食して、最終給餌後40時間を経て行う。無角和種については、終了時の決定は黒毛和種に準ずる。

6. 調査牛の管理

検定牛舎は追込方式として、それにパドックを併設して、セミルーズバーン方式とする。パドッ

クに屋根を設けてよい。次図参照（1セット8頭）。給水は自由飲水、運動は原則として課さない。敷料は麦わらまたはオガクズまたは砂をいれる。



(注) A B のところは暖地では全面開放式にしてもよい、また寒地ではどちらかの片側に寄せててもよい。

10頭規模の場合の広さは11.83m×8.18mを参考とする。

また、従前の施設（昭和56年8月迄）での検定は当分の間、現状のままで差し支えない。

7. 検定飼料の給与法

濃厚飼料、粗飼料とも自由摂取、濃厚飼料の給与のためセルフフィーダーを用いても差し支えない。濃厚飼料には、稲わら（切わら）を10%混入する。混入する稲わらの入手が困難な場合は、禾本科乾草を用いても差し支えない。

この場合検定報告には、混入した乾草の品種を明記しなければならない。（なお、自由摂取にならすよう予備飼育期間中に注意すること）

8. 検定用飼料の内容

濃厚飼料の配合はつぎのとおりとする。

濃厚飼料の配合割合（重量比）								単位%
大麦	とうもろこし（黄色）	麸（普通のもの）	米糠	大豆粕（抽出）	食塩	カルシウム剤	C P	T D N
30	40	16	6	6	1	1	12.0	73.0

粗飼料は禾本科のみの乾草を飽食程度を給与する。

濃厚飼料の配合割合（重量比）中C PおよびT D Nの数値は飼料安全法の表示が変更になればそれに照らして変更する。

9. 調査事項

(1) 体重測定

4週間に1回午後1時に測定する。

(2) 体型測定

体高、十字部高、体長、胸囲、胸深、胸幅、尻長、腰角幅、かん幅、坐骨幅の測定を8週ごとに行う。また、終了時に生体の記載を行い参考とする。

(3) 摂取濃厚飼料の全量と1頭当たり平均値(kg)

(4) 摂取粗飼料の種類と全量(kg)、1頭当たり平均量(kg)

(5) 1日当たり増体重(平均)(各頭)(kg)

(6) 1kg増体当たりの飼料消費量(平均)(濃厚、粗飼別)

(7) 1kg増体当たりのC PおよびT D N(平均)(この計算は農林水産技術会議事務局編「日本標準飼料成分表」による)

(8) と畜は黒毛和種および褐毛和種では検定開始後364日目以降、無角和種では329日目以降、絶食して、最終給餌後40時間を経て行う。

(9) と体重は冷と体重(水引しないもの)を左右半丸について各々測定する。

(10) 枝肉歩留(終了時体重に対する冷と体重量の百分率を求める)

(11) と体検査は少なくとも24時間以上冷却した枝肉の2分体について行う。左半丸の第6～第7肋骨間を切開し、ロース芯およびばら中央部の断面がわかるようにする。

(12) と体検査は歩留および肉質について実施する。

(13) 歩留の推定は、牛枝肉測定法に示された第6～7胸椎断面の測定値(ロース芯面積、皮下脂肪を含まないばらの厚さ、皮下脂肪厚)および左半丸冷と体重から、以下に示す推定式を用い、その値に2.049を加算する。

$$\text{歩留基準値} = 67.37 + [0.130 \times \text{胸最長筋面積(cm}^2\text{)}] + [0.667 \times \text{「ばら」の厚さ(cm)}]$$

$$- [0.025 \times \text{冷と体重(左半丸枝肉kg)}] - [0.896 \times \text{皮下脂肪の厚さ(cm)}]$$

同時に筋間脂肪の厚さ、と体長についても測定を行う。歩留等級は牛枝肉取引規格に示される等級区分に従って決定する。

(14) 肉質の判定は牛枝肉取引規格に基づいて行い、脂肪交雑評点、肉の色および脂肪の色については、スタンダード(各々B M S, B C S, B F S)を用いて判定する。また肉質の判定は冷却枝肉を切開後概ね60分を経過した時点で行う。

10. 検定からの除外および中止

- (1) 疾病にかかった場合、または、事故があった場合
- (2) 4週間以上に亘って体重が増えなかつた場合
- (3) 1組8頭中1頭が検定から除外された場合は、残る7頭について検定を行うが、1組中2頭が検定から除外された場合は原則として検定を中止する。1組10頭中1頭または2頭が検定から除外された場合は、残る8頭または9頭について検定を行うが、1組中3頭が検定から除外された場合は原則として検定を中止する。1組9頭の場合は8頭の場合に準ずる。検定調査牛10頭以上での除外については、調査牛頭数の2割以内とする（小数点以下切捨て）。中止の場合は検定記録としない。

11. ホルモンおよびその他の薬剤は使用しない。

II 直接検定法

直接検定は種雄牛候補の子牛について、適正な育成管理を行い、検定期間中における増体量、飼料摂取量、飼料効率および外貌諸形質を調査し、候補牛の発育能力、飼料利用性および種牛能力評価の基礎資料とする。

1. 検定牛の条件

検定を受けようとする牛は次の各条件を備えているものとする。

- (1) 子牛登記証明書を有する雄牛で、遺伝子型検査済であり、別に定める遺伝的不良形質の基本・本原登録申し込みの制限に抵触しないもの。
- (2) 各道府県の定める家畜改良増殖目標に適ったものであること。
- (3) 体型、資質ともに優良で、とくに産肉形質の優れたものであること。
- (4) 生時体重が判明していること。
- (5) 予備飼育開始時の月齢は次のとおりとする。また、体重と体高はおおむね次に示す範囲内で、月齢に応じた正常な発育をしているもの。

月 齢 生後6～7カ月

体 重 210～320kg

体 高 107～117cm

- (6) 疾病その他異常の認められないもの。

2. 検定牛の衛生検査

種畜検査に備え、検定牛の健康維持管理に万全を期すこと。

3. 検定期間

予備飼育期間は導入後20日間とする。

検定期間は予備飼育終了後16週（112日）とする。

4. 検定終了時の決定

検定開始後16週（112日目）に検定を終了する。

5. 検定牛の管理

検定牛舎は単房式、面積はおおむね2.7×3.6mとする。給水は自由飲水、運動は規定のパドック内で昼間は自由に運動させる。パドックの面積は1頭当たり10m²程度とする。床には敷料を十分入れ、かつ乾燥、清潔を保ち、快適な牛舎環境となるように努める。

※ただし、検定牛舎面積については今後の検討課題とする。

6. 検定飼料の給与法

濃厚飼料の配合割合は次のとおりとする。

濃厚飼料の配合割合（重量比）

単位%

とうも ろこし	とうもろ こし圧扁	ふす ま	脱脂 米ぬか	大豆 粕	アルファル ファミール	コーン G F	糖 蜜	食 塩	ミネ ラル	カルシ ウム剤	ビタミン A D E 剤	C P	T D N
5.7	30.0	28.0	3.7	9.6	5.0	15.0	1.0	0.5	0.03	1.38	0.09	15.5	70.0

ビタミンAは10560 IU/kg

濃厚飼料の給与は朝夕2回とする。また、濃厚飼料の1日の給与量は適正な育成管理となる範囲で、おおむね体重比1.0%～1.3%を目安とする。

粗飼料は禾本科のみの乾草を飽食給与する。

濃厚飼料の配合割合（重量比）中C PおよびT D Nの数値は飼料安全法が改正されれば、その表示に従う。

ビタミンA D E剤については濃厚飼料に添加されているが、乾草のビタミン含量を考慮して、ビタミン類については、さらに補完的に添加しても差し支えない。

7. 調査事項

(1) 体重測定

開始時および2週間ごとに1回午後1時に測定する。

(2) 体型測定

体高、十字部高、体長、胸囲、胸幅、胸深、尻長、腰角幅、かん幅、坐骨幅の測定を開始時および4週間ごとに1回行う。また、開始時と終了時には、栄養度の判定を行う。

(3) 体型記載

検定開始時と終了時に行う。終了時には写真撮影も行う。

(4) 摂取濃厚飼料の量(kg)（各頭別以下同様）

(5) 摂取粗飼料の種類と量(kg)

(6) 1日当たり増体量（前半8週、後半8週及び全期間）

(7) C PおよびT D Nの摂取量

粗飼料中のC PおよびT D Nの算出に必要な成分は成分分析により求め、またT D Nについては、成分分析値に農林水産技術会議事務局編「日本標準飼料成分表」が定める消化率を乗じて、以下の算出式により求める。

$$T D N (\%) = \{ C P (\%) \times \text{消化率} (\%) + 2.25 \times \text{粗脂肪} (\%) \times \text{消化率} (\%) + \\ \text{可溶無窒素物} (\%) \times \text{消化率} (\%) + \text{粗纖維} (\%) \times \text{消化率} (\%) \} \\ \times 0.01$$

(8) 濃厚資料、粗飼料、C P、T D Nの余剰飼料摂取量（この計算は下記の算出式により求める。）

余剰飼料摂取量=飼料摂取量 - (A × 代謝体重 + B × 増体量 + C × 他方の摂取量 + e)

係数A、B、Cおよび定数eについては本会より年度毎に報告した値により算出します。

(9) 80日齢補正体重および365日齢補正体重

8. 検定からの除外

(1) 疾病にかかった場合、または、事故があった場合

(2) 4週間以上に亘って体重が増えなかった場合

(3) 明らかに増体能力が劣るものと判定した場合